

《補助金のご案内》 募集期間 7月1日～8月1日

「訪問看護供給体制総合支援事業補助金」

鹿児島県では、訪問看護事業所の安定運営及び業務効率化を図るため、看護管理の研修に必要となる経費の一部を補助することとしています。
このたび、令和6年度「訪問看護供給体制総合支援事業補助金」の募集を開始しました。
皆様のご応募をお待ちしています。

【補助対象者】

県内の指定訪問看護事業所

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定を受けた県内の指定訪問看護事業所で、同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者。

※同法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院・診療所は対象外。



【補助対象経費等】

管理者研修に係る研修費及び旅費

公益社団法人日本看護協会及び一般社団法人全国訪問看護事業協会等が提供する管理者向けの研修が対象。



対象経費	内容	補助率等
研修費	管理者向け研修会の受講料, テキスト代等の経費	補助率:1/2以内 補助上限額:100千円
旅費	研修会への参加に要する経費	※1事業所あたり上限10万円

【補助券数】5件程度

【応募】募集要項を必ず一読し、事業計画書等を提出してください。

様式は以下の県ホームページからダウンロードしてください。メールで提出してください。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/houmonkangohojo.html>

ホーム > 健康・福祉 > 地域包括ケア > 在宅医療・介護連携

> 訪問看護供給体制総合支援事業補助金

【その他】

- ✓ 国・地方公共団体等が実施する他の助成金と併用できません。
- ✓ 1事業所1人が補助対象となります。複数の研修受講も補助対象であるため、充実した研修計画を立ててください。
- ✓ 旅費の割合が研修費と比べると著しく高い場合は、研修の内容について確認させていただく場合もあります。

《問合せ・申込先》

県保健福祉部高齢者生き生き推進課地域包括ケア推進係

電話:099-286-2701

メール:h-care@pref.kagoshima.lg.jp